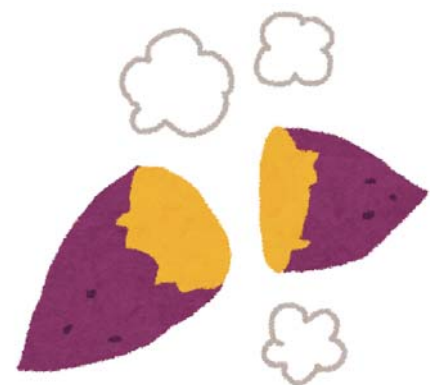




このたび、広報みさと号外第10報を作成しました。ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。同日に広報みさと11月号も発行しています。そちらもご覧ください。



「住宅の応急修理制度」申し込みはお済みですか？

平成28年熊本地震により半壊以上の被害を受けた住宅を、町が修理業者に依頼して一定の範囲内で応急修理をする制度です。

工事の対象となるのは、住家の屋根や外壁などの基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、浴室等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であり、必要最小限度の緊急を要する箇所に限ります。

◇基準額

1世帯あたり**57万6千円**を上限とします。

◇申し込みに必要な書類（申）：申請者が提出するもの（業）：修理業者が作成するもの

- ① 住宅の応急修理申込書 様式第1号（申）
 - ② 申出書 様式第5号（申）※半壊世帯のみ。
 - ③ 修理見積書 様式第2号（業）（申）※修理業者が作成した後、申請者の確認が必要。
 - ④ リ災証明書の写し（申）
 - ⑤ 世帯全員分の住民票（申）
 - ⑥ 指定業者登録申請書（業）
 - ⑦ 誓約書（業）
- ⑥・⑦は美里町の応急修理指定業者の登録が済んでいない業者のみ

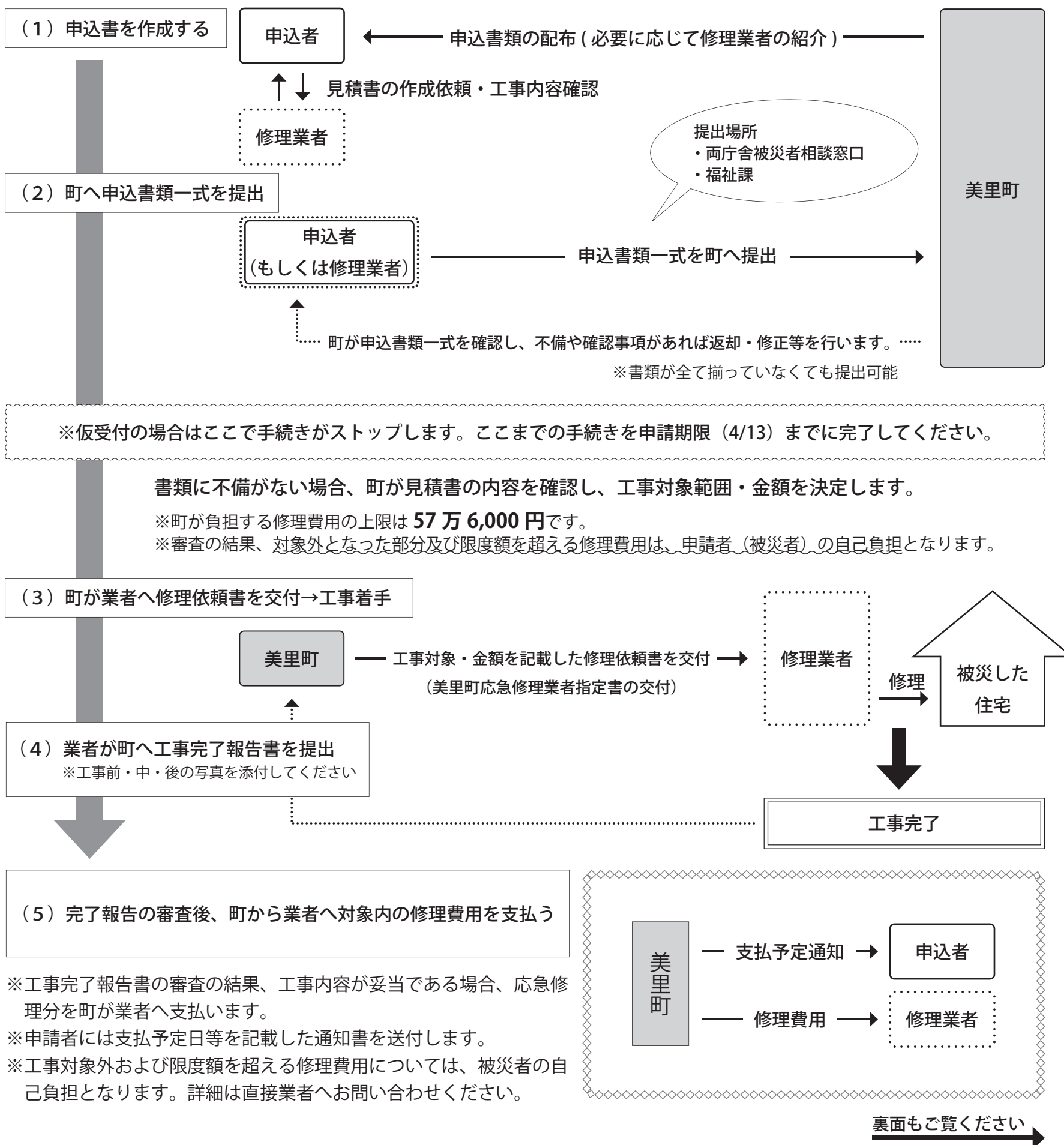
申請期限と工事完了期限を改めます！

これまで「平成28年12月13日までに工事完了すること」となっておりましたが、次のとおり改められます。

- ・申請期限 平成29年4月13日
- ・工事完了期限 未定。今後の状況に応じて改めて設定されます。

「修理業者から見積書をまだもらっていない」「家屋被害調査中でリ災証明書が発行されていない」などの理由により申請書類が揃っていない場合であっても提出は可能です。ただし、あくまで仮受付となります。正式な手続きは書類が揃い次第開始しますので、早めに足りない書類の提出をお願いします。（詳しくは右記をご覧ください）

申し込みから修理費用の振り込みまでの流れ





お見逃しなく！災害関連情報

美里町ホームページ



民間賃貸住宅借り上げ事業（みなし応急仮設住宅）の入居基準について

熊本県では、県内市町村（熊本市を除く）にお住まいで、平成 28 年熊本地震により住宅に甚大な被害を受けられた方に、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施しており、市町村がその申請窓口になっています。

これまで、原則 1 世帯につき 1 住居としてきましたが、1 R、1 K、1 DK、1 LDK の物件であり、かつ、家賃などの基準を満たす場合には、世帯を分離して複数の住宅を申し込むことが可能となりました。

詳しくは、県または町のホームページをご覧ください。県または町のみなし応急仮設住宅担当へお問い合わせください。

問合せ 熊本県健康福祉政策課 ☎ 0 9 6 - 3 3 3 - 2 8 1 8
福祉課子ども・生活支援係 ☎ 4 7 - 1 1 1 6（直通）



家屋の解体申請はお早めに！

水道衛生課では、現在、熊本地震による「損壊家屋」の解体事業の受付を行っています。町としては「解体申請」件数を把握する必要があります。解体を申請される方は、「罹災証明書（半壊以上）」を確認され、早急に申請書を提出してください。よろしくお願いいたします。

問合せ 水道衛生課衛生下水道係 ☎ 4 7 - 1 1 1 4（直通）



法人町民税の申告・納付等の期限を 11 月 30 日にします

平成 28 年熊本地震に伴い、4 月 14 日以降に到来する法人町民税の申告・納付等の期限が延長されておりましたが、延長期限を、11 月 30 日と指定します。

それに伴い、4 月 14 日から 11 月 29 日までの間に期限が到来するものについては、11 月 30 日までに申告・納付等をしていただくこととなります。

詳しいことにつきましては、役場税務課町民税係までお問い合わせください。

問合せ 税務課町民税係 ☎ 4 6 - 2 1 1 2（直通）



熊本県（熊本市・御船町・益城町・西原村・南阿蘇村を除く）に納税地がある納税者の方へ

国税の申告・納付等の期限を 11 月 30 日にします

熊本県（熊本市・御船町・益城町・西原村・南阿蘇村を除く）に納税地がある納税者の方につきましては、4 月 14 日から 11 月 29 日までの間に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が、11 月 30 日となります。申告・納付等の必要がある方は、11 月 30 日までに手続きをお願いします。

振替納税をご利用の納税者の方※延長後の振替納付日は、次のとおりとなります。

・申告所得税 ・復興特別所得税	平成 27 年分確定申告延納分	11 月 30 日
	平成 28 年分予定納税第 1 期分及び第 2 期分	11 月 30 日
・消費税 ・地方消費税（個人事業者）	平成 27 年分確定申告	1 月 16 日
	平成 28 年分中間申告分（複数回ある場合は全て）	1 月 16 日
	課税期間の特例を選択している者（複数回ある場合は全て）	1 月 16 日

期限までに申告・納付等の手続きが困難な方については、最寄りの税務署にご相談ください。

問合せ 宇土税務署 ☎ 2 2 - 0 4 1 0



固定資産税の減免申請を 11 月 25 日までに行ってください

平成 28 年熊本地震により、固定資産（土地・家屋・償却資産）に大きな被害を受けられた方について、減免申請をすることで、平成 28 年度分の固定資産税が軽減される措置があります。以下の内容に該当される場合につきましては、申請期限内に税務課までご相談・ご連絡頂きますようお願い致します。



◆ 減免の内容

減免については「土地」「家屋」「償却資産」についてそれぞれ内容が異なりますので、ご確認ください。

1. 土地

流出、水没、埋没、崩壊等により作付不能または使用不能となった土地（農地・宅地（駐車場等の雑種地を含む））を所有する納税義務者

※ただし農地については、収穫物のあった土地や現状回復の可能な場合または他の補助金を受けるものは対象外となります

損害程度	軽減または免除の割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上のとき	全額減免
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満のとき	10 分の 8
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満のとき	10 分の 6
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満のとき	10 分の 4

上記に該当せず、地表面の全面的な地割れや大きな陥没が各所でみられる場合や、すでに宅地等において大規模な補修（工事）等を実施された場合は、10 分 4 の減免割合を適用します。

2. 償却資産

被害を受けた償却資産を所有する納税義務者

損害の程度	軽減または免除の割合
廃棄または復旧不能のとき	全額減免
修理費が評価額の 10 分の 6 以上であるとき	10 分の 8
修理費が評価額の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6
修理費が評価額の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4

3. 家屋（申請不要）

被害を受けた家屋の減免については、家屋を所有する納税義務者で、被害認定調査を行い、り災証明の判定により（半壊以上）があるもの。職権により減免しますので、申請は不要です。

※減免申請については、申請内容の調査・審査期間を頂き、順次、減免決定の通知を送付します。

問合せ 税務課固定資産税係 ☎ 4 6 - 2 1 1 2（直通）